

とびうお流し刺し網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、とびうお流し刺し網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、40 隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）までの伊豆諸島地先海面）のうち許可証に記載された区域とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、東京都大島、三宅及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者とする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 15 日までとする。